

前科による資格制限の在り方 に関する検討ワーキンググループ (第1回)

第1 日 時 令和3年6月29日(火) 自 午後3時57分
至 午後5時14分

第2 場 所 東京保護観察所会議室

第3 議 題 (1) 議事の公表の在り方について
(2) 前科による資格制限に関するこれまでの議論・検討の状況等について
(3) 今後の検討の進め方について
(4) 意見交換等

第4 議 事 (次のとおり)

議

事

○早淵室長 それでは、定刻より少し早いですが、皆様おそろいですので、前科による資格制限の在り方に関する検討ワーキンググループの第1回会議を開催いたします。

本日は、お忙しい中、本ワーキンググループに御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

最初の進行は、事務局でございます、私、法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長の早淵が務めさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

会議の冒頭で、事務的な連絡事項を申し上げたいと思います。

本日は、オンライン方式により会議を開催させていただいております。構成員の先生方におかれましては、もし途中で音声聞こえない、画像が映らないなどの不具合が生じた場合には、議事の途中であっても差し支えございませんので、適宜の方法でお知らせいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

また、本日は、本ワーキンググループの親会に当たります再犯防止推進計画等検討会の構成員である前千葉県知事の堂本暁子様が傍聴されておりますので、ここで御紹介をさせていただきます。

それでは、まず、本ワーキンググループの開催に当たりまして、座長の竹内政策立案総括審議官から御挨拶を申し上げます。

○竹内審議官（座長） ワーキンググループの座長を務めさせていただきます、法務省大臣官房政策立案総括審議官の竹内でございます。

本ワーキンググループの開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まずもって、御多忙の中、本ワーキンググループの構成員をお引き受けいただきました竹内先生、中井先生、そして藤野先生の3名の有識者の先生方に改めて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

御案内のとおり、犯罪をした者等の再犯を防止し、円滑な社会復帰を図る上で、就労の確保は重要な課題です。他方で、前科を有することにより、就労に際して必要な資格の取得等が制限される場合がございます。

そのため、平成29年12月に閣議決定をされました「再犯防止推進計画」でも、犯罪をした者等の就労の促進の観点から、こうした前科による資格制限の在り方について検討を行うことが具体的施策の一つとして掲げられました。

法務省におきましては、これまでに、協力雇用主に対するアンケート調査や、各府省庁への調査を実施してまいりましたが、現時点におきましては、資格制限の見直しには至っていない状況でございます。

こうした中、本年5月に成立いたしました「少年法等の一部を改正する法律」に係る附帯決議におきまして、とりわけ18歳及び19歳などの若年者の社会復帰の促進を図るため、前科による資格制限の在り方について、政府全体として速やかに検討を進めることが求められました。

本ワーキンググループにおきましては、ニーズや就労支援の実情等も踏まえながら、多角的な検討を行ってまいりたいと考えております。本ワーキンググループによる検討が充実したものとなるよう、様々な立場で就労支援や再犯防止に携われてこられた構成員の先生方から、忌憚のない御意見、御指導を賜りたく存じますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、以上をもって、私の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○早室室長 それでは、次に、構成員の先生方を御紹介させていただきます。

私の方から五十音順にお一人ずつ、御紹介させていただきますので、簡単な自己紹介や御挨拶を一言頂戴できればと思います。

まず、神奈川県就労支援事業者機構事務局長であり、保護司でもあられる竹内政昭様です。

○竹内委員 神奈川の就労支援事業者機構の竹内と申します。よろしくお願い申し上げます。

私どもの機構は、設立から12年経ちまして、私は2代目の事務局長ということになりますが、NPO法人として、公益法人として活動する中で、地道な活動を続けているところでございます。

事業は、協力雇用主の拡大ということで経済界と連携しながら進めていますが、最初の頃は、協力雇用主とお会いするときは大分お叱りを受けました。それというのも、協力雇用主になっても、そのほとんどで実際に雇用をお願いすることもなかったもので、今頃何しに来た、ということで大分お叱りを受け、若干怖いような感じもしましたが、その後いろいろとお付き合いする中で、すばらしい事業所が多いということに気付き、そこでいろんな話ができて、社長の人柄とか会社の考え方を知ることができたことで、今の事業の発展につながっているところでございます。

現在、法務省、厚生労働省、そして神奈川県の委託事業を受けて事業を進めていますが、

昨年からはJANPIAの基金を活用した日本更生保護協会の助成を受けまして、新たな事業を進めているところでございます。

今回、ワーキンググループのメンバーということで加えていただきましたが、私は専門的な知識は持ってないので、就労支援という事業を通じて行っていることをお話することになります。感じていること、思っていることをいろいろ話してみたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○早淵室長 ありがとうございます。

続きまして、千房株式会社の会長であられ、また、協力雇用主でもあられる中井政嗣様です。よろしくお願いいたします。

○中井委員 大阪のお好み焼き専門店、千房の創業者であります中井政嗣と申します。

今から8年前に、職業の「職」、親子の「親」、「職親プロジェクト」を日本財団の協力を得ながら立ち上げました。現在177社の代表を務めております。特徴といえば、とりわけ三つ、一つ目は刑務所、少年院の中で採用募集・面接をし、そして内定を出しています。私たちは、職場はもちろんのこと、住まい、それから身元引受人、これをセットにして提供しています。

二つ目は、この取組を全てオープンにしているということです。今まで協力雇用主制度、随分昔からありますが、残念ながら、どういう会社がどういう人を雇用しているのかというのは、私は全く存じ上げませんでした。この取組に当たって、絶対オープンにしようと思いました。なぜならば、受刑者の受皿は社会です。その社会の受刑者に対する思い込みや偏見を緩和させるためには、社会への周知が必要だからです。

事実、今まで面接してきた中で、内定できなかった人たちに仮出所したら訪ねていらっしやいということで、一人は会いに来てくれ、一人は手紙をくれました。二人とも共通して言ったのが、千房で受け入れられたこの人たちが羨ましい。なぜならば、オープンにしている。私たちは、いまだに履歴を偽っています、過去を伏せています、いつもおどおどしていますということを言っていました。ああ、オープンにしている良かったということを再確認しました。

三つ目はこの私たちの職親プロジェクトは、A社で雇用した者がA社で合わなかったらB社で受け入れましょう、B社で合わなかったらC社で受け入れます。つまり、一人雇用した者は、この職親プロジェクトのみんなが受皿として守りましょうというのが私たちの目的です。現在、採用者が200名を超えています。どうぞよろしくお願いいたします。

○早渕室長 職親プロジェクトの関係も御紹介いただきまして、ありがとうございました。

続きまして、早稲田大学文学学術院の教授であります藤野京子様です。よろしく願いいたします。

○藤野委員 初めまして。早稲田大学で心理学を教えております藤野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

専門が心理学ですので、非行少年や犯罪者を心理学的側面から研究したり支援したりしております。若い頃は、矯正で法務技官として勤務しており、非行少年の立ち直りに資するよう少年鑑別所でアセスメントを主にしていた人間です。最近、ボランティアで、更生保護施設にいる女性の元受刑者にカウンセリングなどをしております。

心理学では、内面をどう変えていくかを主に扱うわけですが、やはり非行少年や犯罪者の社会適応を促すに当たっては、行動が伴わなければいけません。このワーキンググループでは仕事に係る資格について検討するということですが、仕事というのは非常に大切な位置付けだと思っておりますので、皆さんと一緒に勉強させていただければと思います。

○早渕室長 ありがとうございました。構成員の皆様、どうぞよろしく願いいたします。

次に、事務局からも一言ずつ御挨拶をさせていただきたいと思えます。

まず、改めまして、私、大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長の早渕でございます。よろしく願いいたします。

続いて、刑事局の玉本参事官です。

○玉本参事官 刑事局参事官の玉本と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○早渕室長 続いて、矯正局の坂元参事官です。

○坂元参事官 矯正局参事官の坂元です。よろしく願いいたします。

○早渕室長 続いて、保護局の中臣参事官です。

○中臣参事官 保護局参事官の中臣と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○早渕室長 また、本日以降もそうなると思えますけれども、このワーキンググループでの議論のため、その他の関係職員にも出席を求め、出席してもらっているという状況でございますので、ここで御紹介させていただきます。

まず、矯正局少年矯正課の山本企画官です。

○山本企画官 矯正局少年矯正課で企画官をしております山本でございます。よろしく願いいたします。

○早渕室長 続いて、保護局更生保護振興課の西村企画調整官です。

○西村企画調整官 保護局更生保護振興課企画調整官の西村でございます。よろしくお願いいたします。

○早渕室長 それでは、ここからの議事の進行は、座長であります竹内の方に譲らせていただきます。

審議官，よろしくお願いいたします。

○竹内審議官（座長） それでは、早速でございますが、まず1点目の議事であります「議事の公表の在り方について」につき、お諮りをさせていただきます。

本会議につきましては、会議自体は非公開とした上で、各回の終了後に、発言者を明らかにした逐語の議事録を作成させていただいて、議事録と、それから本会議で用いた資料を併せまして法務省のウェブサイト上で公表するという原則を原則としたいと考えております。

その上で、事柄の性質上、個人のプライバシーに関わるものなど、公表することが相当でない議事内容や資料を扱うこともあるかもしれません。そのようなものがございましたら、その都度、構成員の先生方にお諮りをした上で、当該の議事内容や資料につきましては公表しないという扱いとさせていただきたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。

○藤野委員 特に異議はございません。

○竹内委員 問題ありません。

○中井委員 異議なし。

○竹内審議官（座長） ありがとうございます。

では、御異論がないようでありますので、議事の公表の在り方につきましては、ただいま御提案させていただいたとおりとさせていただき、何か今後疑義が生じた場合には、その都度、座長である私から構成員の先生方にお諮りをすることにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、2点目の議事であります「前科による資格制限に関するこれまでの議論・検討の状況等について」に移らせていただきます。

まずは、事務局から説明をさせていただきます。

○早渕室長 ただ今の点につきまして、配布資料に基づいて御説明をさせていただきます。

まず、本ワーキンググループの設置経緯について御説明いたします。

資料1を御覧ください。

「1 趣旨」に記載のとおり、本ワーキンググループは、18歳及び19歳などの若年者の前科による資格制限の在り方についての検討等を行うため、本日、法務大臣決定により、「再犯防止推進計画等検討会」の下に設置されました。

本ワーキンググループの設置の背景といたしましては、先ほど審議官の竹内からの挨拶にもありましたとおり、一つとしては、前科による資格制限一般について、「再犯防止推進計画」において、その見直しが具体的施策の一つとして掲げられていること、また、二つ目として、本年5月に成立した「少年法等の一部を改正する法律」に係る附帯決議でも、とりわけ若年者についての速やかな検討が求められたという二つの事情がございますので、これらについて、以下、御説明をいたします。

資料2を御覧ください。

まず、「再犯防止推進計画」に基づく取組の状況についてでございます。

計画に掲げられた内容は、先ほど竹内から申し上げたところでございます。

「これまでの取組状況」という濃い青色のところに記載のとおり、法務省におきましては、まず、平成30年に協力雇用主の皆様へのアンケート調査を実施いたしました。このアンケート調査では、犯罪をした者等を雇用したことがある全国約380社の協力雇用主の方々から回答を頂きましたが、そのうち、雇用において資格制限が問題になったことがあるという回答は全体の2.7%でございました。

また、その下ですが、法務省におきましては、令和元年に各府省庁への調査も実施いたしました。この調査では、各府省庁が所管する資格について、資格制限等の緩和を検討しているものがあるかどうか、また、関係業界団体等からの資格制限等の緩和についての要望、陳情等の有無を照会させていただきましたが、業界団体からの要望等の具体的なニーズの把握には至らなかったという経緯がございます。

そのため、「再犯防止推進計画」との関係においては、現段階で、まだ検討の具体的な方向性が得られていないというのが現状でございます。

ここで、前科による資格制限規定がどのようなものかという点につきまして、御説明をさせていただきます。

資料3を御覧ください。

いわゆる資格制限規定には様々なものがございまして、網羅的にお示しするのは困難でございますので、ここでは弁護士法の規定を例に取りつつ、どのような点について、どのよ

うな規定のパターンがあるかをお示しさせていただきました。

まず、「制限の内容（必要的／裁量的制限）の例」として記載のところでございますけれども、資格制限規定には、大別して、一定の事由があった場合に、必ず資格を制限するという必要的な制限規定と、一定の事由があった場合に、資格を制限することができるとする裁量的な制限規定の二つがあると認識してございます。

サンプルでお示した弁護士法の場合には「弁護士となる資格を有しない。」と規定されておりますので、これは必要的制限に該当するものでございます。

次に、「制限の期間の例」として記載のとおり、資格を制限する期間については、弁護士法の例のように、ただ「禁錮以上の刑に処せられた者」と規定されているものがございませぬ。刑法34条の2という条文がございませぬけれども、この条文では、「禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで十年を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。」とされておまして、刑の執行終了後10年を経過すると、刑の言渡しの効力が失われることとされております。そのため、この弁護士法のような規定のパターンの場合、刑の執行終了後10年間、資格が制限されるということになります。

他方で、他の規定振りの例としては、その下にありますように、「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで」といったように、制限の期間を刑の執行終了までとする例ですとか、「禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、3年を経過」といったように、制限の期間を刑の執行終了から3年を経過するまでというような、より短い制限期間を定めているものもございませぬ。

次のページにお進みいただきまして、「制限事由（刑の重さによる限定）の例」というところでございませぬ。

そもそもどういう事由によって資格が制限されるのかということに関しましては、弁護士法の例のように「禁錮以上の刑」とする例があります一方で、その上下にありますように、「1年以上の懲役又は禁錮」といった形で具体的な刑の長さまで定めている例や「罰金以上の刑」というように、より幅広く捉えているものもあるというのが現状かと思ひます。

最後に、同じく制限事由に関しまして、「制限事由（犯した罪による限定）の例」というところに記載しておりますが、特定の法律の特定の罪に限る形で制限事由を定めるもの、あるいは当該法律に違反した場合、すなわち、正にその資格のことを定めているその法律に違反した場合に限る例、さらに当該法律又は特定の法律に違反した場合に限る例など、

その事由となる犯罪を限定している例がございます。

実際の資格制限規定では、様々な組合せがございますして、それぞれの資格ごとに多様な規定振りになっているのが現状かと思えます。

次に、背景事情の二つ目と申し上げた、今般の少年法改正に関連し、少年法における資格制限を緩和する特例について、御説明をいたします。

資料4でございます。

この資料は、少年法60条が定める、資格制限を緩和する特例について記載したものです。

「例」というところを御覧いただきますと、「禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を受け終わり、又は執行を受けることがなくなった日から▲年を経過しない者」と記載しておりますが、このような資格制限規定があった場合を例に、現行法においてどのように適用されるのかという点を御説明したいと思えます。

まず、成人、つまり二十歳以上のときに犯した罪については、上段の図にオレンジ色で示したとおり、実刑判決を受けた場合には、刑の言渡しから、刑の執行終了後▲年を経過するまでの間、資格の取得が制限されます。

また、執行猶予判決を受けた場合であれば、刑の言渡しから、刑の執行猶予期間が経過するまでの間、資格の取得が制限されることとなります。

これに対し、少年法では60条という規定がございますして、その規定の内容は、一番上に書いているところでございます。この60条は、資格制限規定を適用しないという特例を定めてございます。そのため、少年のときに犯した罪については、この特例が適用されて、下段の図のとおり、実刑判決を受けた場合には、刑の執行終了時点でこの制限が解除され、執行猶予判決を受けた場合には、執行猶予期間中を含めて、一切、制限されないということになっております。

もともと、今般の少年法の改正によりまして、18歳及び19歳の者については、ただ今申し上げたような特例が適用されないこととなりましたので、その点について、御説明します。

資料5でございます。

本年5月21日、「少年法等の一部を改正する法律」が成立し、成年年齢の引下げに係る民法改正法と同じ、令和4年4月1日から施行されることとなりました。今回の少年法の改正は、選挙権年齢や民法の成年年齢の引下げにより、18歳及び19歳の者が社会において責任ある立場となることを踏まえ、これらの者が罪を犯した場合に、その立場に応じ

た取扱いをするため、少年法上、「特定少年」として、17歳以下の少年とは異なる特例を定めることとしたものでございます。

改正の概要は、「1」から「5」までに記載のとおりでありまして、ポイントを絞って申し上げますと、18歳及び19歳の特定少年につきましても、「1」のとおり、全事件を家庭裁判所に送致し、原則として保護処分を課すという少年法の基本的な枠組みは維持すること、他方で、「2」のとおり、特定少年については、刑事処分をするために原則として検察官送致する事件、いわゆる「原則逆送事件」の範囲を拡大する、また、「4」のとおり、特定少年に係る事件については、逆送された後の特例である「資格制限の緩和」などを適用しない、というものでございます。これによりまして、特定少年のとき犯した罪について、逆送されて刑に処せられた場合には、少年法60条の特例が適用されなくなるため、成人と同様の資格制限を受けることとなっております。

こうした少年法の改正に際しまして、衆議院・参議院の各法務委員会の附帯決議により、前科による資格制限の在り方の検討を求められたという経緯がございますので、最後に、その点について御説明いたします。

資料6でございます。

資料に記載のとおり、衆議院・参議院の各法務委員会において附帯決議がなされておりますところ、資格制限に関しては、いずれも、「罪を犯した者、とりわけ十八歳及び十九歳などの若年者の社会復帰の促進を図るため、前科による資格制限の在り方について、対象業務の性質や実情等を踏まえつつ、府省庁横断のしかるべき場を設けるなどして、政府全体として速やかに検討を進め、その結果に基づいて、法改正を含め必要な措置を講ずること」が政府に求められております。

以上のような経緯を踏まえ、本ワーキンググループでの検討をお願いする次第でございます。

○竹内審議官（座長） 本ワーキンググループの設置に至りましたこれまでの経緯と、資格制限規定の現状などにつきまして、整理をいたしましたところですが、ただいまの事務局の説明内容につきまして、何か先生方から御質問や御意見等ございますでしょうか。

藤野先生、お願いします。

○藤野委員 確認ですけれども、ここで言う資格とは、免許をイメージしておられるということではよろしゅうございますか。

○竹内審議官（座長） ありがとうございます。

これは、事務局からお答えいたします。

○早淵室長 お答え申し上げます。

それ自体も、この場で御議論を頂くべき内容かもしれませんが、一般に免許という形で定めているものもございますし、法令上の就業等に当たっての欠格事由という形で定めているものもございますので、現段階での私どもの受け止めとしては、いわゆる免許というものに限らず、様々な法令上の就業、あるいは資格等の取得の制限があるものについて、資格制限と呼ばせていただいております。

○藤野委員 ありがとうございます。

○竹内審議官（座長） ほかにございますでしょうか。

ほかに御質問等ないようでしたら、次の議事に移らせていただきます。

3点目の議事でございますが、今後の検討の進め方についても、まず事務局から御説明をさせていただきます。

○早淵室長 今後の検討の進め方について、御説明をさせていただきます。

前科による資格制限を定める法令は多数に上り、また、それらの法令を所管する府省庁も多岐にわたっておりますため、本ワーキンググループにおきまして、それらの法令を網羅的に逐一取り上げて検討するというのはなかなか現実的ではないというふうに考えております。

そこで、まずは18歳、19歳といった若年者に焦点を当てて、いかなる資格について、その制限を緩和すべきニーズがあるか調査を行い、その調査によって把握できたニーズの範囲で、検討対象とする具体的な資格の範囲を大方でお定めいただき、その上で、それらの資格を所管する関係府省庁とも連携しながら、検討を進めていくという進め方を取ることではいかがかというふうに考えておきまして、こうした進め方について、先生方から御意見を頂きたいと思っております。

その上で、本日は、ニーズ調査の方法について、事務局で一案を御用意させていただきましたので、御説明の上で、この点についても先生方の御意見を承りたいと思っております。

現在の案を御説明いたしますので、資料7を御覧ください。

まず、調査対象といたしましては、大きく分けて、少年本人に対する調査、それから少年院及び保護観察所の職員に対する調査、更に就労支援事業所において就労支援に携わる職員の方々に対する調査の三つのカテゴリーが考えられるかと思っております。

その上で、まず「1」の、少年に対する調査、につきましては、令和4年4月以降、18

歳及び19歳の者が「特定少年」として、前科による資格制限の特例の対象から除外されるということも踏まえまして、少年院在院者については、調査開始日時点での年齢が18歳以上の者全員を対象にし、保護観察処分少年、これは少年院から仮退院になった者を除き、保護処分として保護観察処分を受けた者という趣旨でございますが、保護観察処分少年につきましては、調査期間中に保護観察が開始となる18歳・19歳の者全員、これらを対象に実施するという事を考えております。

次に、「2」の少年院及び保護観察所の職員に対する調査については、記載のとおりでございます。実際に少年の処遇や支援に携わっている少年院の法務教官、あるいは保護観察所の保護観察官を対象とするものでございます。

さらに、「3」の就労支援事業所において就労支援に携わる職員の方々に対する調査につきましては、犯罪や非行をした者の就労支援に携わっておられる方々の声もお聞きしたいと考えて検討しているものでございます。

なお、就労支援事業所については、全国23か所に置かれており、実際に就労支援を行っていただいている職員の方々には約70名程度と伺っているところでございます。

次に、「調査方法」のところでございますが、同じ条件での調査とするため、基本的には、あらかじめ質問を記載した用紙を配布いたしまして、それに記入してもらったアンケート方式を検討してございます。もっとも、就労支援事業所の職員に対する調査については、就労支援の現場におけるニーズをよりの確に把握する観点から、追加でインタビュー方式による調査も実施した方がよいのではないかと、内部の検討での意見もあったところでございまして、アンケート調査の結果も踏まえて、必要に応じて検討していくことでのいかかと考えてございます。

次の「調査実施時期」につきましては、本日、この会議でニーズ調査を行うことについて御了承いただけましたら、本日の御議論の内容も踏まえ、速やかに調査方法や調査事項を確定させ、準備でき次第、調査を開始したいと考えております。

調査期間につきましては、一定数の回答を確保しつつ、他方で、可能な限り早期に調査結果を得るという観点も考慮し、1か月間程度とすることを考えてございます。

最後に、「調査事項」です。

まず、少年に対する調査におきましては、少年の資格取得や就業へのニーズ、また、これまでの資格取得歴や就業歴を調査するために、ここに記載しておりますとおり、今後、取得を希望する資格、就労を希望する職業とその理由を主に聴取いたしますほか、参考事項

として、過去に取得したことがある資格やその取得時期、就労したことがある職業やその就労時期などを調査事項とすることを考えてございます。

その上で、少年については、どのような資格があるか等について、そもそも知っているかどうかという問題があるかと思われまますので、資格や職業を羅列した選択式の調査が良いのではないかと考えられる一方で、全ての資格や職業を網羅的に羅列することは困難で、一定の資格や職業のみを選択肢とする場合には、どういうふうに絞り込んで、どのような資格や職業を選択肢として書くか、また、その数はどの程度とするのが適当かなどを検討する必要があると思っております。

次に、少年院及び保護観察所の職員に対する調査におきましては、これまでの経験に基づき回答していただくことを考えておりまして、具体的には、就労支援を行うに当たり有用と考える資格等とその理由、その他改善更生に有用と考える資格等とその理由などを調査事項とすることを検討しております。

最後に、就労支援事業所の職員に対する調査につきましては、現に資格制限の対象となっている成人の就労支援も行っているという方々でございますので、就労支援を行うに当たって有用と考える資格等とその理由だけではなくて、資格がないことや資格制限が就労の支障となった具体的事例及びその内容なども含めて調査を行うことを考えてございます。

調査事項や調査の方式を含め、忌憚のない御意見等を賜ればと考えてございます。

○竹内審議官（座長） それでは、ただいまの事務局からの説明内容につきまして、まずは先生方から御質問がございますでしょうか。

藤野先生、お願いします。

○藤野委員 今回のアンケートの前の段階のところの質問になりますが、資料2の「背景」の中で、「犯罪をした者等の就労の促進の観点から需要が見込まれる業種に関し」と書いてあります。今回検討するのは、要は少年側のニーズではなく業界側からの需要に限定するのか、それとも、少年院の人たちに対するニーズ調査をされるということですから、少年院に入っている子供たちのニーズも含めるのか、そこを確認させていただければと思います。

○竹内審議官（座長） ありがとうございます。

では、事務局からお答えいたします。

○早渕室長 御質問の点について、正に本会議でいろいろ御意見を頂いてお決めいただければというところでございますが、私どもの考え方といたしましては、一つは、国会でも、や

はり少年たち本人から話を聞くべきではないか、というような指摘を受けたこともございまして、少年たち本人からの聞き取りというか、少年側のニーズ調査も一方では必要だろうと思っております。

他方では、「再犯防止推進計画」に基づくこれまでの試みはなかなかうまくいっていないところもございまして、やはり少年だけだと、実際にどこまでその就業経験等に裏打ちされたものになるかというような課題もなくはないかと思っておりますので、そういう意味で、業界まではいきませんが、まずは少年の周囲にいる法務教官ですとか保護観察所の職員ですとか、あるいは就労支援に携わっていただいている方々、この辺りからニーズを酌み取っていくという形で案をお示しさせていただいているものでございます。

○藤野委員 ありがとうございます。

○竹内審議官（座長） ほかに御質問はございますでしょうか。

○竹内委員 竹内ですが、よろしいですか。

○竹内審議官（座長） お願いいたします。

○竹内委員 実務では、少年の資格で問題になるところは、車の免許取得以外はほとんど、問題が出てきたことがないですね。

これから資格制限の年齢が20歳以下、18歳以上になってくると、いろいろと問題が出てくると思いますが、私どもの経験からすると、成人の場合においても、そんなに出てこなかったと思います。私の経験では、医師とか教員とか社労士の人たちが制限を受けた事例はありましたが、そのほかには、免許証をどこかに紛失したというような話でしかなかったことを思うと、少年の話になってくると、少調査の方法を工夫していかないと、何か答えが得られないんじゃないかなという感じがします。

○竹内審議官（座長） ありがとうございます。中井先生、お願いします。

○中井委員 今、竹内先生おっしゃられましたように、私どもも今まで40名受け入れてきましたけれども、資格制限で問題になったという事実はありません。私たちの職親の参加企業の中では、調理師、介護士、警備員、栄養士、保育士、地方公務員といったような資格でこれから問題になる予測はあります。それよりも今回の資格制限に関し、元受刑者、元少年院生の更生意欲、あるいは就労意欲に関係すると思うんですね。資格制限を緩和するのは、それぞれ人によるというふうに思います。

ですから、更生意欲、就労意欲があるかどうかということが大変重要に思いますし、それからちょっと話ずれるかも分かりませんが、再犯防止という、そういう言い方をよくされ

るんですが、職親プロジェクトは再犯防止をメインとしているわけではありません。というのは、働かなくても、再犯さえ犯さなかったら再犯防止になっているわけです。でも、私たちは、働いてください、職に就いて納税してくださいということが大前提です。だから、職に就いて、その結果が再犯防止につながっているということです。結果的にそうなっているということであって、最終目標が再犯防止ではありません。その先を見えています。

○竹内審議官（座長） ありがとうございます。

竹内先生と、引き続いて中井先生からも、貴重な御示唆を頂いたところでございまして、既に議事でいいますと、「4」の「意見交換」に入っていると思いますので、そのまま進めさせていただきます。

さらに、御意見も含めて、御質問、御意見等ありましたら、是非お教えいただければと思います。

藤野先生、お願いいたします。

○藤野委員 まだ私、質問なのですけれども、資格制限に関する取組状況のところ、資格制限が問題になったことがあるとの回答が、2.7%あったとのことですね。ここに、ヒントがあるんじゃないかなと思うのですけれども、何かありませんでしたでしょうか。

協力雇用主が働きかける場合、通常、現状の枠組みの中で可能なことを考えようとするでしょうから、例えば資格がないと駄目な仕事は、ある人にその資格がない場合、初めから就労の選択肢にならないと思うんですね。そうした中で、2.7%という数字は決して大きくはないですが、実際どんなものだったかというのはちょっと把握しておきたいなと思って、質問させていただきます。

○竹内審議官（座長） ありがとうございます。

保護局からお願いします。

○西村企画調整官 こちらの調査でございますけれども、平成30年8月に就労支援の施策等の効果を把握する目的として実施した調査の質問項目の一つとして、「これまで雇用を検討する際に資格制限が問題になったことがありますか」という経験の有無を伺った調査結果でございます。約380社としてございますが、実際は377社から回答があり、資格制限が問題となったことがあると答えたのが、そのうちの2.7%、10社から回答があったというものでございます。

ただ、その回答数が少ないということ、実際にその資格制限が具体的にどのような問題を生じさせているかというところまでは踏み込んで伺っていないというところがございます。

○藤野委員 ありがとうございます。

○竹内審議官（座長） そのほかはいかがでしょう。今日は第1回の会議ということでもありますので、若年者の資格制限の在り方に関する問題意識ですとか御関心事項、あるいは先生方のお考え等につきましても、それぞれ御意見を頂戴できればと思います。

もし、お差し支えがなければ、竹内先生、中井先生、藤野先生の順番に、それぞれ一言ずつお願いできればと存じますが、いかがでしょうか。

○竹内委員 先ほど藤野先生からもお話があったように、就労支援をするに当たっては、資格制限があることは承知しているので、当該事業所には紹介しないので、そこでトラブルはないですけれども、ただ、今後少年に資格制限が加わると、それはやっぱり問題が出てくるんだろうと思います。

数年前、宅建資格を少年院で取得した少年から就労支援の申出を受け、珍しいケースでしたが、ある会社に入ることができました。非常に優秀な少年で、今も頑張っているのですが、その少年が資格制限を受けるようなことになる、やはり何か考えなければと思います。少年の場合は、資格制限の対象になっていないので、考えてもみなかったところですが、どれだけの資格が18歳以上の者が取得できるのかによって随分と変わってくるのかなという感じがいたします。

また、資格はどこまでなのか、国家資格だけなのか、民間で出している資格というものがあろうかと思いますが、民間の資格はどうするのかというところが気になるところです。例えば、これは私がサッカー好きなので、話をしますが、公認審判員という資格があり、少年のときから資格を取れますが、この資格はルールをきちんと守ることや学ばせることにもつながるところもあるので、こういう資格についても考えてもらえればと思います。

○竹内審議官（座長） ありがとうございます。

では、中井先生、お願いします。

○中井委員 少年院の出院者なんかで感じるということというのは、資格よりも前に、例えば国語、漢字の読み書きができないとか、数字や算数に弱いとかというような、そういう基本的な中学生ぐらいの学力について、資格のもっと以前の問題にぶつかることが特にあります。我々、出院者に対して改めてそういう国語、算数を学ばせるような、お金の管理だったり、そういう指導をやっている場所を作って、そして指導をしてもらっています。

今言いました資格に関して、その人によるということと同時に、本人だけじゃなくて、そういう推薦する人とか、その周りの人たちのサポートというのが結構大事なのかなという

ふうに思います。

○竹内審議官（座長） ありがとうございます。

藤野先生はいかがでしょう。

○藤野委員 実際のところ、非行少年の多くは、中井先生がおっしゃっておられるように、資格の有無よりも、まず就労に対する態度や意欲に問題があつて、なかなか長く続かないと感じています。ですので、こうした少年に対してどんな仕事をしたいですかとか、資格をどうしますかなどとアンケートで尋ねても、本当に実感を伴った回答が得られるか、個人的には疑問に思っております。

むしろ、指導者側に、以前扱ったケースの中で、18、19歳の少年で、資格があつたことが改善更生を促したかどうかというような観点から調査を行うのが生産的ではないかという気がします。今回の改正で、これまで取ることができた資格が狭まるわけですね。なので、その資格があつたからこんなふうに変更したんだというデータがあるならば、それは集めておかれるとよろしいかなと思います。

それと、先ほど中井先生が、再犯防止じゃなくて、生産性の高い社会人になることを目指すべきだとおっしゃいました。なるほど、そうだなと思うのですが、就労を経験させることで、「もう少し頑張ってみよう」と思うようになって再犯もしなくなるということで、就労と再犯抑止はどっちが先かというよりかは、お互いにいちごっこのような感じで、仕事うまくいけば再犯をやめるようになるし、ということだと思ふのです。そういう意味で、仕事を続けさせるのは大切で、その意欲が続くに当たって、資格があるから頑張れるみたいになっていけばいいのかなと思つています。

それと、現在の日本では、本当に非行少年が就ける仕事に限られています。ところで、これからさらに西洋化されていくとすると、この5年、10年という短いスパンかどうかはさておいて、いろいろ分業体制になっていくと見込まれます。そのとき、やはり非行少年というハンディをもっている人たちがプラスに転じるに当たって、資格があると仕事に就きやすくなるでしょうし、さらに、資格があるということが就労意欲につながるんじゃないかと思つています。

○竹内審議官（座長） ありがとうございます。

今回は、直接には資格制限の在り方というのを切り口にして検討していこうということではございますが、先生方それぞれおっしゃられたとおり、究極的には再犯防止、犯罪予防というところに関わってくるところでございまして、車の両輪といいますか、どちらが先

かという問題はあるのかもしれませんが、そこはちゃんと見据えた上で検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

竹内先生から、民間の資格、審判員の資格をお持ちだということを御披露いただきましたけれども、最初から間口を狭めるつもりもございませんので、なるべく広く捉えた上でニーズ調査をして、少しこのフィールドを考えていこうと、このようなところで進めさせていただければというようなことを考えておるところでございます。

先生方から、一巡でそれぞれ御意見等をお話しいただいたところでございますが、ほかの先生方の御意見等を聞かれて、何かもうちょっとここを補足したいとか、あるいは、今日のうちに言っておきたいということがあれば、是非御発言いただければというふうに思いますが、いかがでしょう。

中井先生、お願いします。

○中井委員 藤野先生もお話しされましたように、再犯している者というのは、7割が実は無職なんですね。職に就くというのはいかに大事かということを思うわけですが、刑務所の仮出所の条件が、身元引受人と、それから居住地がある、この二つで仮出所できるんですね、きちっと問題を起こさなければ。私、就労支援しながらつくづく思うことは、そうじゃなくて、元気な人、健康な人であれば、働き口をもっと重要視していただきたい、出所するとき。だから、身元引受人があつて居住地があれば、まあまあそこそこ勤めれば仮出所させるわけですが、就労先があるのかも条件として追加して欲しい。出所後どうなっているのかということがすごく大事なんですね。

保護局もそうなんですけれども、保護観察の期間が今まででしたら半年ぐらいあったのが、今3か月で保護観察が終わるといふことがあつたりします。大事なことは、保護観察期間中は結構そこそこ真面目に働くんですが、保護観察期間が満了した段階で一気になるといふふうな、そういう人が結構いるんですね。

少なくとも、今言われている資格ということに関して、つまり刑務所であれば職業訓練をいろいろやっておられますが、社会では役に立たないといふような資格も結構あつて、もっと社会に出て役立つような資格の職業訓練に取り組んでいただきたいなと感じたりもします。

○竹内審議官（座長） ありがとうございます。

少し厳しめの御指摘も頂きましたけれども、法務省から何かありますか。

○中臣参事官 保護局でございます。

今、中井先生から御指摘いただきました仕事の件については、仮釈放後、更生を図っていく上で非常に重要なことだと考えておりまして、今までも、先生方のお力も借りながら、矯正施設、保護観察所が連携して、矯正施設在所中になるべく内定を得て出所できるようにということで進めてまいりましたけれども、更にその点について連携して取り組んでいきたいと考えております。

それから、保護観察期間満了後、崩れてしまう事例があるというのも、御指摘のとおりかと思えます。私ども、満了後も見据えて、就労が安定して続くように、就労支援事業所などの力も借りながら、就労の継続についてもより一層力を入れてまいりたいと考えております。御指摘、どうもありがとうございます。

○竹内審議官（座長） 竹内先生、お願いします。

○竹内委員 実務をしながら感じるところでは、建設関係の事業所は、資格を持っている人を歓迎します。資格のない人については、ちょっと待てよということになります。何の資格もないと現場に入れないというところが多いようです。事情はよく分かりませんが、資格を持っている人は非常にウエルカムされます。少年院を出た人ですね、結構資格を持てきます。ですから、会社とすれば、おっ、すごいな、ということで、採用面接がうまくいきます。資格をみて、大したものだと評価が加わり、じゃあ、うちで頑張ろう、という話に進んでいきます。ただ、少年院に入らない少年の場合は資格もないことから、歓迎ムードはなく、ぎこちない面接になることが多いです。面施時に導入部分が随分と違うなという印象です。

それから、矯正施設で資格を取ってくる人と取ってこない人がなぜかいるんですね。同じような機会がありながら、どうして取れないのか、いろんな事情があるみたいですが、その辺がもう少し、誰もが資格が取れるよう、制度が少し改善されればいいかなというのが感じるところです。

○竹内審議官（座長） 中井先生、お願いします。

○中井委員 今、矯正の方でコレワークというのがあるんですが、これは正にこういう資格を持っていますよと就労先とマッチングをします。資格をいかせるように全国の刑務所、少年院と、それから協力雇用主さんと連動しながら、結構成功事例を積み上げられているように聞いたりするんですけども、その辺、行政の方、いかがですか。

○山本企画官 矯正局、山本です。

コレワークですね。最初、東京と大阪の二地域だけで始めたんですが、これは結構有効だ

ということで、現在、全ての八つのブロックで展開しているところです。中井先生おっしゃるとおり、刑務所で取る資格と、刑務所を出た後、帰る先の雇用主さんとのマッチングをしっかりとしなきゃいけないということで、この仕組みを作ったわけでございますが、年々、事業主様からの相談件数も増えておりました、令和2年度ですと、相談件数としては約1,700件の相談を企業の方から受けておりました、そのうち内定まで至った者については、約120名ほどがコレワークを経由して在所中に内定をしているというような流れになっているところでございます。

引き続き、矯正局としても、このコレワークの仕組み、更にしっかりと使って行って、一人でも多くの在院者、それから受刑者が、在所中、在院中に内定を取れるということを目指していきたいと思っております。ありがとうございます。

○竹内審議官（座長） 先ほど竹内先生、それから最初に中井先生からもちょっとおっしゃられた、在院中に資格を取ってくる子もいれば取ってこない子もいるというお話について、中井先生が最初の方で、本人の意欲に少し差があるかなというようなお話をされたかと思うのですが、それはやはり感じられるところはありましようか。

○中井委員 資格の以前に、就労意欲があるかどうかということが必要で、就労意欲の次に資格の話が出てくるというふうに思います。それからやっぱり気になるところが、何というんですか、学力が低い傾向にある。ですから、資格の以前の問題ですね。常識とか、家庭でしつけを十分に受けれてないんですね。

○竹内審議官（座長） なるほど。先ほど中井先生から、国語の読み書きとか算数を学ばせる指導をされているという話を頂きましたけれども、これは職親プロジェクトの中で何かカリキュラムを組んでやっていらっしゃるものでしょうか。

○中井委員 はい、そうです。

○竹内審議官（座長） 竹内先生は資格を取ってくる子がいると非常に面接とかがうまくいくけれども、資格を取ってこない子もいるというような話をされました。これは就労に対する意欲的なところなのか、あるいはそのほかの、能力的なところなのか、どのような御印象でしょうか。

○竹内委員 資格を取ってこない少年の話だと取ろうと思ったんだけど、なかなかそういうチャンスがなかった、ということです。人によっては二つも三つも取ってくる少年がいる。それも中井先生がおっしゃるように、能力の差というのかも分かりませんが、能力のない子は、少年院にいても勉強する機会がないのかなとなると、ちょっと考えてしまうと

どうか、何か手があるのではないかと考えることがあります。少年が一つでも資格を取ってくると意欲にもつながってくるだろうし、つなげていきたいところです。少年院を出てきてから、さあこれからというよりは、もう一つ手前から意欲につながるものがあればいいんなものに進みやすいというのが感じているところです。

○竹内審議官（座長） ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。何かお気付きのことがあれば、是非御指摘いただければと思います。藤野先生、中井先生の御順番でよろしいですか。

○藤野委員 それでは、私の方から、意見というより質問ですけれども、以前に比べて、最近の少年院では、先ほど中井先生がおっしゃっていたような就労の態度よりも、どちらかという学力を身に付けようということで、例えば高卒認定試験の合格を目指すとかの方に重点が移ってきているように見受けられます。立ち直りに向けて、就労ではなく、やはり学歴、例えば高卒認定試験合格を目指す方向にシフトした方がよいという見解に変わってきたのかを確認させていただきたいのが1点。

それから、今回、問題になっている特定少年は受刑する可能性が高いわけですが、多分まだ十七、八ぐらいだと資格を取っていない段階で受刑することになるわけで、そうすると例えば刑務所内で、こうした少年たちが資格を取れる体制が用意されるのかどうかについても情報を得たいと思います。その体制が取れないとすると、せっかく資格要件を緩和しても、資格取得につながらないと思うからです。

○竹内審議官（座長） 矯正局から、お願いします。

○山本企画官 ありがとうございます。

少年院の最近の取組ということで、先生御案内のとおり、実は勉強の方にも取り組んでいるところでございます。高卒認定試験ですとか、最近ですと、通信制高校との連携ですとか、様々な形で少年院の学びを充実させています。その背景には、少年院の子たちの6割強が高校中退以下というような、基本的な学力がないという現状がございますので、もちろん資格の取得も重要と考えておりますが、10代の彼らの長いその先の人生を考えたときに、一定程度の学力を持つことが選択の幅の広がりにつながるのではないかとということで、勉強の方にも力を入れているというような現状でございます。

ただ、実は、その特定少年の矯正教育につきましては、矯正局でも別の検討会でいろいろ検討をしていたところなんです、ある検討会に出ていただいた方から、やはり究極の職業訓練というのは勉強じゃないかという御意見を頂いたこともありますので、しっかりそ

の勉強の方もやっていきたいと思えますし、また、その検討会の中でも、勉強だけですとか資格を取るだけの、その片方に偏るのではなく、少年院にいるうちに、両方をバランスよく学ぶ、どちらも必要だということを、しっかり少年院の中で本人に気付かせてほしいというような意見もありましたので、そこは我々も、そのどちらかに偏ることなく、バランスよくしっかり学ばせていければというふうに考えているところでございます。

それから、刑事施設に10代で入った場合に、資格をどういうふうにとっているのかというところでございますが、実は私、昨日たまたまちよつとある少年院に行く機会があって、少年院で子供とちよつとお話をしてきたんですが、やはり将来何に就きたいという話をする、「足場、足場が駄目だったら飲食店かな」、「どうやってそれ決めたの」、「いや、やったことあるから」というような、やはり少年院の子たち、10代の子たちは、資格に対して、数少ない経験の中で少年院に来てしまったということで、今までやったことがあることぐらいの認識の子が多いのかなということを感じたところでございます。

ですから、刑事施設でも、基本的には10代であっても、本人の希望を聞きながら、刑事施設は、実は少年院よりもバラエティーがある、55種目ぐらいの職業訓練を持っておりますので、本人の希望を踏まえながら訓練をやっていくことは可能ではあると思えますが、ただ、一方では、やはり本人にどれだけ職業訓練に対する知識や意欲、それから基本的な考え方があるのかということも大事かなと思えますので、そこら辺のベースの部分も含めて、刑事施設の方ではしっかり充実していければと考えているところでございます。

○竹内審議官（座長） ありがとうございます。

では、中井先生、続けてお願いします。

○中井委員 結構職親では受け入れているPFI刑務所（社会復帰促進センター）で必須科目としてパソコンの職業訓練を指導していただいているんですね。これは非常に社会に出て、役に立つ。そんな役に立つ訓練は有り難いなと思えます。

それと、もう一つ、介護という職業訓練もあるんですけども、これも介護に元受刑者がその仕事に就くことに関して、一般のお客様が怖がるとか嫌がるかというふう一般の人は思い込んでいたりしているんですけども、決してそうではなくて、結構お客様に支持されている実績がたくさんあるんですね。ということから、この頃、介護の職親の参加企業が随分増えてきています。

御存じのように、済生会病院の中に受刑者の就労支援をやっていただいている協議会があるんですが、今度、職親プロジェクトと一緒にあって、この介護について職業訓練を含め

て、刑事施設の中に入って、我々が指導員、講師となり、その受講を受けた者に関しては優先的に受け入れましょうというような、提案をしています。職業訓練をより実践的に有効に就労先と結びつけていけたらと思います。

○竹内審議官（座長） ありがとうございます。

矯正局からありますか。

○山本企画官 ありがとうございます。

ワープロや、それからエクセルなどの基本的な技能の部分につきましては、中井先生がおっしゃるとおり、P F I 刑務所、非常に先行して積極的に実施しておりますので、実はP F I 刑務所以外でも、そのP F I の取組を参考にしながら、ワード、エクセル等の基本的なその技能を習得できるようなコースについて、全施設で同じように導入をしているところでございます。

また、介護福祉科、介護福祉士実務者研修の資格が取れる介護福祉科も、やはり今、ニーズが高いということで、各刑務所で訓練の種目を設定しております、現在21の刑務所で介護の訓練を実施しているところでございます。

引き続き、やはり社会の企業の皆様の今のニーズに合った訓練をしないと、刑務所や少年院は塀の中ですので、すぐ時代に取り残される傾向もありますので、しっかり様々な方の御意見を聞きながら、職業訓練、見直しを図ってまいりたいと思っております。

○竹内審議官（座長） それぞれ先生方の御経験に基づいた御指摘等を頂きまして、本当にありがとうございます。

そのほかにありませんか。先ほど事務局からニーズ調査のやり方等についても御説明を申し上げたところでございますが、その中身等につきまして、更に御質問、あるいは御意見等があれば是非頂ければとも思いますが、特によろしいでしょうか。

それでしたら、本日、先生方からニーズ調査についても御意見、御指摘等を頂きましたので、それらを踏まえつつ、調査事項を事務局において早期に確定させていただきまして、ニーズ調査を行うことにしたいと思います。よろしいでしょうか。

（一同異議なし）

ありがとうございます。では、本日のワーキンググループで御了承いただいたということで、ニーズ調査の方は進めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日予定をしておりました議事は全て終了となりますが、更にこの際、何か御発言をされたいという方がいらっしゃれば是非お願いしたいと存じますが、何かご

ございますでしょうか。法務省に出す注文、御要望等でも全く構いませんが、特によろしいでしょうか。

本日は、先生方から御協力いただきまして、議事を円滑に進めることができました。重ねて御礼を申し上げます。

さて、本日の議事録でございますが、特に内容に公表をするのに支障のあるような内容はなかったかなというふうに思いますので、発言者を明らかにした上で、全て公表させていただくということにしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

○中井委員 はい、結構です。

○竹内委員 異議なし。

○藤野委員 異議なし。

○竹内審議官（座長） ありがとうございます。

では、そのようにさせていただきます。

それでは、最後に今後の日程等につきまして、事務局から連絡事項がございます。

○早洵室長 皆様、本日はありがとうございました。

本日御議論いただきましたニーズ調査について、少年への見せ方ですとか、あるいは振り返り型の方がより需要を把握できるのではないかという御示唆も頂戴しましたので、そうした点も踏まえたニーズ調査を実施させていただきまして、次回は9月頃をめどに開催することを検討してございます。具体的な日程につきましては、追って事務局を通じて調整をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○竹内審議官（座長） 本日は、先生方それぞれ御経験を御披露いただき、また、御指摘も頂きまして、本当にありがとうございました。

では、以上をもちまして、前科による資格制限の在り方に関する検討ワーキンググループの第1回会議を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。

—了—